

大阪府消費者保護審議会
第3回条例改正検討部会 議事録

■日 時 平成25年5月10日(金) 14時～

■場 所 大阪府立労働センター南館10階101

■出席委員 池田委員、小牧委員、吉田委員 (計3名)

■会議内容

○事務局

それでは、定刻となりましたので、第3回大阪府消費者保護審議会条例改正検討部会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、資料の説明をさせていただきます。

次第が1枚と、資料1から6までございます。資料1が前回の部会の概要ということで、簡単にまとめさせていただいております。

資料2のほうで、前回、グループ分けしていただいた項目ごとの各委員のご意見をまとめさせていただいております。備考欄のほうに関係する条例、条項等、確認させていただきたい事項ということで記載させていただいております。

資料3は、各ご意見をいただいた部分で、こちらのほうで改正案の素案という形で作成させていただいております。資料3が条例のほうになっております。

資料4が同じく規則のほうの改正案という形にさせてもらっております。

資料5は、不当な取引行為ということで、現行の条例で禁止をしております項目について、今回の買い取りに関する部分で対象とするかどうかというご議論をいただきたいと思ひまして、一覧表をつけさせていただいております。

資料6は、この4月19日に閣議決定されまして、今国会で法案が提出されております消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案、概要ということで、参考で添付させていただいております。

資料については以上でございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○池田会長

本日もご多忙の中参集いただきまして、ありがとうございます。第3回の条例改正検討部会、早速始めさせていただきたいと思ひます。

今、事務局のほうから説明がありましたように、最終的に検討部会としては、パブコメを前提とした中間報告を取りまとめるというあたりをターゲットにするということでございまして、いずれにしても、きょうでそれを終えるということは難しくなりました。

そこで、まず、日程調整を先にいただければありがたいのですが、大変僭越で恐縮なのですが、5月30日で先生方のご都合のつく時間帯というのがありますでしょうか。

木曜日です、5月30日。午前、午後。よろしいですか。

○小牧委員

はい。

○吉田委員

私も。

○池田会長

そうですか。じゃ、きょうと同じ2時から一応5時ぐらいまで予定して。会場は追って連絡ということで調整いただけますか。

○事務局

はい。

○池田会長

それでは、次回、最終的に条例改正検討部会として、パブコメに付す前提としての中間報告を取りまとめると。きょうの作業もまたそれにつながるものというふうに位置づけたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それで、きょうお話ししなければいけないのは、お手元の議事次第にありますように、条例とそれから規則の改正の内容について、基本的には議会对応になりますので、文言のレベルまで基本的に正確に落とし込んだものを、事務局に限られた時間の中で用意いただいたものがありますので、まずはこれに基づいて逐一検討を進めたいと思いますが、それでよろしいですか。

○吉田委員

はい。

○池田会長

事務局はそれでよろしいですか。

○事務局

はい。

○池田会長

そうしますと、お手元の資料3と資料4、これをそれぞれ検討するということになりますが、では、まず作成いただいた事務局のほうから、資料3の説明をお願いします。

資料4は、検討が終わった後にまた。

○事務局

はい、わかりました。まず資料3のほうから。

現行条例を左の欄に囲っておりまして、条例の改正素案ということで真ん中の欄に記載させていただいております。

まず、簡単にご説明させていただきます。

1ページ目ですが、7条のところの後で出てきますけれども、基本計画の関係の条文を追加したということで、修正を出してございます。

それと、その下の第5章ですけれども、現在雑則になっている部分に、消費者教育という章を起こした形の修正でございます。

その後の、もとの5章の雑則が6章になるという形になってございます。

さらに、前文の部分ですけれども、前回の改正時から約8年経過しておるということで、事務局のほうで考えられる修正を簡単に入れさせてもらいます。これもまたいろいろなご意見をいただけたらと思っております。

それと、下の段落ですけれども、今回、消費者教育推進法が施行されたことによりまして、消費者教育の部分を強く打ち出すということで改正の案を作成させていただきました。

2ページ目ですけれども、第2条の第1号の部分、これにつきましては、特商法の改正によりまず消費者が購入する場合ということで、その場合も含むということを追加で入れさせてもらっております。

3ページ目でございます。3ページ目も同じく特商法の関係で、商品を消費者に売る場合の部分ですけれども、もともと事業者のほうが生産するにあたりという文言になっていますので、それを取引するものという形の修正をさせてもらっております。

4条の第2項も同じく供給ということですので、商品・役務等ということで含むという形にさせていただきます。

その下ですけれども、先ほどご説明させてもらったように、第7条の2ということで、基本計画に関する条文を追加しております。内容としましては、計画に定める内容と、計画策定時の本審議会の意見を聴かなければならないという内容、あと計画については公表するものとする。変更についても準用しますという内容にさせていただきます。

次のページ、第8条の関係ですが、もともとの条文が、「商品及び役務等がその欠陥により」ということになっておりまして、条例の内容的には商品というのが物という前提がございましたので、その部分につきまして、欠陥の中に、商品及び役務等の取引の内容及び条件が、実際と著しく異なる場合も含めるという形で記載させていただきました。それと、そういうものを含めて、以下の文言については欠陥と言いますということで規定をさせていただきます。

同じ8条の中で、これも「供給」という部分が2カ所ございまして、それを「取引」という形に変えさせていただきます。

第9条ですけれども、7条で、審議会で先に規定しておりますので、ここは審議会というふうに簡素化した名称に変えております。9条の2項のほうに、「供給」という部分を「取引」としてあります。

第10条についても、同じく「供給」を「取引」というふうに変えております。

次のページですけれども、自主行動基準の関係で、現状は届け出の内容そのものの規定、基準が合致していればよいという規定になっておりますけれども、今回、括弧書きで追加させていただきます。届け出のあった時点で、基準の内容に関する事項が実際に遵守されているかどうか。遵守されていないと認められるときは、それを是正すべき勧告ができるという規定を追加させていただきます。

その次ですけれども、第19条ですが、これも議題として挙げさせていただいております。指導及び勧告ですけれども、法令に定めがあるものについては、必要がないのではないかということで、ここを除くという規定を追加で入れさせていただきます。

次のページですけれども、第25条の第2項ということで、現在、条例上では調停の際にのみ当事者の出席を求め、その意見を聞くことができるという規定になっておりますが、実際にあっせんの際に当事者の出席を求めているということもございまして、ここは条文に明記するという形にさせていただきます。

それと、その第3項としまして、公表に関する規定を追加させていただきます。これは審議会のほうに付託された案件につきましては、最終的な結果と経過を公表するという規定をさせていただきます。

次のページで、第28条の第1項第4号ですけれども、この規定は先ほども調停なりあっせん、調停への出席を拒否した場合に、氏名等の公表ができるという規定ですが、25条の第2項にあっせん・調停ということで両方を入れたものがあるのですけれども、この条文については制裁的な意味合いがあるということで、あっせんの場合はそこまではする必要はないんじゃないかという前回の意見を踏まえまして、調停の場合のみ拒否した場合に、氏名の公表というふうな形の規定にさせていただきます。

もらっております。

次のページですけれども、第5章としまして消費者教育という章を新たに起こしまして、消費者教育の推進という条文を追加させていただいております。第1項では消費者教育の充実に努めるという規定で、第2項に充実を図るために必要な事項を定めるものとするという規定にさせてもらっているのですが、これは前回、ご議論いただいたのですが、新たに計画を立てるという形にするのか、あと地域協議会はどういった形でやるのか、今の審議会の部会としてやっていただくのかというところもはっきりと結論は出ていなかったもので、現時点ではこういう形で整理させていただきました。

第30条のほうですけれども、消費者教育ということで、これまで、情報提供と消費者教育という2つのくくりにしておりましたので、第5章で消費者教育を別に立てましたので、その分を削除したという形になっております。

条例の修正については以上でございます。

○池田会長

はい、ありがとうございます。

それでは、お手元の資料の3ですが、事務局から概要について今、説明いただきました。改めて、私どものメンバーで逐一内容を確認し、またご意見いただければと思いますが、まず1ページ目ですけれども、総則のところが今回、審議会委員からも相当数意見をいただいております基本計画というような条項を盛り込むという絡みでこういう形になっておりますが、この点については後ほど出てきますので、そこで議論をさせていただきます。

それから第5章、従来、雑則になっていたものを第6章、第5章として消費者教育を独立章立てにしたということがございます。

それから、前文のところですが、少し時代のさまざまな変化に伴って、表現として必要最小限変えたほうが良いところがあればということで、事務局案として今お手元に出ているようなところでございますが、最初は、「経済社会の進展により府民の消費生活は著しく高度化し、多様化」、その後ですが、「する中、日々新たな」、それまでの「大量生産、大量消費の経済機構の下で多種多様な」というのを、もう少しわかりやすい表現にさせていただきました。

その後は、「また、高齢化の一層の進行など、消費者が」というような形で、十分な認識を持って選択を適正に行うことが難しくなっているという一つの背景について書いていただき、そしてこれまでは「多発している」というふうになっていりましたが、これはほとんど言葉のあやかもかもしれませんが、「絶えない状況にある」という形にしてはどうかと。

それから、その次のパラグラフでは、「消費者の選択肢が広がり、インターネットを通じた取引が可能となる」というあたりを、もう少しわかりよくということで、「インターネットを通じた取引が普及することで、消費者問題のボーダレス化や国境を超える渉外的問題が発生するなど」、さらに「多様化している。」ところを、「変容を続けている。」というところがあります。

このあたりの「インターネットを通じた取引が普及することで、消費者問題のボーダレス化や国境を超える渉外的問題が発生する」というのは、内容的にダブっているようにも感じのですが、事務局的には何か、こういう意図で使い分けしているというところはあるでしょうか。

○事務局

特にはないんですが、ボーダレス化というその辺の問題も、最近かなり問題になってきており、海外のサイトの関係がかなり起こっているということで。

○池田会長

そうすると、例えば「インターネットを通じた取引が普及し、ボーダレス化が普及」というより

も、「進んでいることで、国境を超える渉外的問題が発生する」、それでよろしいですか。

○事務局

そうですね。

○池田会長

それから、その次のパラグラフですが、「消費者の自主的な努力と相まって消費者の権利を確立し、その自立の支援を図ることが必要である。」これはもうちょっと詳しくしたものにしておりますが、その前は「消費生活を営むため」というのを実現する、「安全で良好な消費生活を実現する」という言葉に置きかえ、そして今のところは、「消費者の権利を確立し、消費者自らこれらの事態を認識し、被害を回避できる能力を身に付け自立することで、自主的かつ合理的に行動するためには、その自立を支援するため消費者教育を推進することが不可欠である。」という書きぶりに訂正してはどうかという提案ですが、いかがでしょうか。該当する現行条例のところのボーダーラインのところは、多分、もうちょっと先の消費者の自主的な努力と相まってということもアンダーラインでかかっているのではないかと思います。

○吉田委員

「被害を回避できる能力を身に付け自立することで、自主的かつ合理的」。何かちょっとおかしいですね。

○小牧委員

何かちょっと、日本語として。

○池田会長

「消費者の権利を確立し」というのは、これはよろしいね。

○小牧委員

はい。

○池田会長

「消費者自らこれらの事態を認識し、被害を回避できる能力を身に付け自立することで、自主的かつ合理的に行動するためには」。だから、これは消費者教育を推進するということに結びつけるので、こういう書きぶりになっていて、今回、消費者教育推進法が施行される絡みでという、どうしましょう。

○小牧委員

自立することで、自主的かつ合理的に行動するためには。

○池田会長

自主的かつ合理的な行動を支援する。

○小牧委員

自立という言葉が前にも出てくるので、混乱するような気がします。

○池田会長

ああ、なるほど、自立が余りにも多いと。

○吉田委員

ここは消費者教育が必要だということで書かれているのもわかるんですが、やっぱり今回カットされるのかもしれませんが、対等でないということが前の条例にありましたよね。現条例にあるわけですけども、行政的な支援というのも、教育だけじゃなくて、何か文章でうたうべきだと思うんですけどもね、この保護条例という名前の問題もあるんですけども、現実的に教育だけじゃなくて支援、いろんなあっせんとか何かについて支援するわけですから。

○池田会長

事業者との格差については、現行の条例そのまま残すと。

○吉田委員

そのまま残すという形ですね。

○池田会長

これは残すんです。

○吉田委員

ああ、そうなんですか。これは、残すということなのですね。

○池田会長

はい。削除だったら、こっちに削除と。
全部残します。

○吉田委員

もともとは自立の支援を図る、教育以外の支援みたいなのをイメージされていたと思うんですけども、それ自体も必要ですよ。

教育以外の行政的支援。要するに、教育ももちろん一つの柱としては必要ですよという。今回のだと、多分教育だけにこれがかかっているようなイメージがあるので。

○池田会長

国の消費者関連立法の基本的な現行法の立てつけが、もちろんいい悪いの議論はあるけれども、一応自立支援という枠組みの中でできているので、それにあわせて対応するという流れはあると思うのですが。

○吉田委員

自立支援でいいと思うんですけども、自立支援が例えば教育だけじゃなくて。

○池田会長

ほかのところも。

○吉田委員

はい。例えば、今やっているあっせんなりも自立支援というか、その一策だと思うんですけども。

○池田会長

そうすると、消費者教育を推進するなど、消費者の自立を支援することが不可欠であるという感じで。

○吉田委員

消費者教育の推進はもちろん必要だと思いますけれども、それだけでは自立支援策じゃないと。

○池田会長

ほかに具体的に何かこれが自立支援策というのがあれば、書き切ることができると思うんですが。

○吉田委員

自立支援策というか、例えばあつせんでも調停でも、それは一つの支援策だと思いますよ。

○池田会長

格差是正のために。

○吉田委員

ええ。ほか情報提供ですね。

○池田会長

情報提供もですね。

いずれにしても、きょうあたりにこれを文言としてもある程度完成に近いところまで持っていきたいので。

○吉田委員

「消費者の保護を図り、事業者間の公正で自由な競争を確保し、市場における公正なルールを構築」、これでいいのかな。消費者の保護を図りと書いてあるから。ともにですよ。

○池田会長

ともにですね。それは現行を生かして。

○吉田委員

はい。「消費者の権利を確立し、消費者自らこれらの事態を認識し、被害を回避できる能力を身に付けて」。

○池田会長

これは取りますか。

○吉田委員

ここに自立は要らないのではないですか。

○池田会長

「被害を回避できる能力を身に付け自立することで」というのは、要らないかなと。自主的かつ合理的に行動を消費者がすれば、結果として被害は防がれると。

○吉田委員

「消費者自らこれらの事態を認識し、自主的かつ合理的に行動するためには」。

○池田会長

「これらの事態を認識し」、の「これら」って何ですか。

これも削ってしまっていていいかな。

○吉田委員

消費者自ら事態を認識し。ここは、被害を回避できる能力を身に付けるではだめですか。被害を回避できる能力を身に付けることで自主的にも。

身に付けてとか、何か被害を回避できる能力というのは、あったほうがいいような気はします。

○小牧委員

それが教育の目的みたいな感じになるのですか。

○吉田委員

ええ。

○池田会長

では、むしろ自主的かつ合理的に行動するほうを前に出して、次に被害を回避できる能力を身に付けということになりますか。能力を身に付けるほうが先か、行動よりは。消費者の権利を確立し、被害を回避できる。

○小牧委員

一つの文章に。

○池田会長

幾つか入っていますよね。

○小牧委員

いろんなものがこの中に全部入ってしまっています。

○池田会長

センテンスが長いという、新聞社的には、ショートセンテンスでという。

○吉田委員

このような事態を改善し、安全で良好な消費生活を実現するためには、消費者の保護を図り、事業者間の公正で自由な競争を確保し、市場における公正なルールを構築するとともに、消費者の権利を確立し、消費者自ら事態を認識し、被害を回避できる能力を身に付けることによって、自主的かつ合理的に行動する。その自立を支援するために消費者教育を推進することが不可欠。この辺、日本語が流れやすいようにしていただいたらいいかなと思うんですけども。

○小牧委員

そうですね。文章が日本語として流れていないので、気になるだけの話で。

○池田会長

ちょっと今のところを整理すると、例えば消費者の権利を確立し、消費者が被害を回避できる能力を身に付け、自主的かつ合理的に行動するには、その自立を支援するため消費者教育を推進することが不可欠であると。

○小牧委員

はい、大分。

○吉田委員

事態を認識は、会長、要らないのではないですか。

○池田会長

というか、これらの事態の、これらの事態は何でしょうか。

○小牧委員

最初のこのような事態と、その次に出てくるこれらの事態というのがあって、前の事態を改善しなきゃいけないという意味ですか。

○池田会長

このような事態というのは、これは要するに、交渉力等の格差があるという状況ですよ。

○吉田委員

後で言うこれらの事態というのは、そうじゃないですよ。要は。

○池田会長

だとすると、余計わかりにくいです。

○吉田委員

自ら事態を認識して、今、具体的な事態ではないのですか。要するに自分の遭遇しようとしている。

○池田会長

だとすると、これらの事態はまずいですね。

事務局のほうで、今の意見を受けて。

○事務局

これは先ほど申し上げたように、消費者は事業者に対し不利になってしまうので。

○吉田委員

その格差のことですか。

○事務局

はい。

○吉田委員

格差を認識すること。

むしろ、本当に今置かれている立場の認識が大事だと思いますけれども、抽象的な格差の認識ではなくて。

○池田会長

というか、はっきり言って消費者が勉強するには限界があつて。

○小牧委員

前のパラグラフのところを受けているんですね、消費者は事業者より不利な立場に置かれているというのを受けて、この文言が出てくるわけですがけれども。

○吉田委員

改善し、消費者の保護を図り、事業者間の公正で自由な競争を確保し、市場における公正な取引ルールを構築するとともに、消費者の権利を確保し、被害を回避できる能力。事態を認識し、はもうやめてしまつて。

○池田会長

はい。そうですね。

○吉田委員

そのほうがいいのかと。消費者の権利を確立し、被害を回避できる能力を。

○池田会長

いずれにしても、これは主語がどれなのかというのが。多分、大阪府ということになるのだろうと思うのですが、前文であるにしても、極めて日本語表現らしい、そのあたりを曖昧にというか、空気感でわかってというような感じにはなっていますが、では、もう一回さっきの繰り返しになりますが、消費者の権利を確立し、消費者が被害を回避できる能力を身に付け、自主的かつ合理的に行動するには、その自立を支援するため消費者教育を推進することが不可欠である。これがほぼ原文を生かした感じですが、それでよろしいですか。

○吉田委員

はい。

○池田会長

また最終的には全体の細かいところがあるので、次回とれますので、そのときにまたご確認をいただくと。

事務局、それでよろしいですか。

○事務局

はい。

○池田会長

それから、その次のページで基本理念の第2条の1号で、商品のところは今回、特商法でいわゆる押し買いが入りましたので、「商品（事業者が消費者から購入するものを含む。）」というふう

に訂正させていただきました。これはこれでよろしいですね。

○吉田委員

はい。

○池田会長

それでは、その次のページ、第4条ですね。これはやはり同じ押し買い絡みの改正で、従前というか、現行条例は、「消費者が消費生活において使用し、又は利用する商品及び役務等を供給するに当たり」ということで、消費者は買う側という前提だったのを売る側も含め、消費者と取引する商品及び役務等についてというふうに改正。これもよろしいですね。

○吉田委員

はい。

○池田会長

それから、4条の2項、これも「その供給する商品及び役務等」というのを、「その供給する」というのを削除したということで、これもいいですね。

○吉田委員

はい。

○小牧委員

はい。

○池田会長

それから、基本計画のところが新たに追加ということで、第7条の2で、「知事は、府民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めるものとする。」と。

「基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。」と。1号、「消費者施策の基本的な方針」。2号、「前号に定めるもののほか、消費者施策を推進するために必要な事項」。それから3項、「知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ府民の意見を聴くとともに、大阪府消費者保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。」と。4項、「知事は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。」と。5項、「前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。」ということですが、これはこれでよろしいですか。

○吉田委員

これ自体は、大体ほかもこんな書きぶりですか。

○事務局

そうです。

○池田会長

一応他府県のを参考にしながら、書いていただいていると。

○吉田委員

計画の実施状況の検証とかに触れているようなところはないですか。

○小牧委員

この中で、何か定期的に。

○吉田委員

ええ、そうですね。消費者保護審議会に報告していただくとか、実施状況を。何かそのあたりは要ると思うんです。

○池田会長

恐らく、私は含まれているのだと思います。というのは、要するに基本計画を立てる前に、事前に消費者保護審議会の意見を聴くということで立てると。その結果、どうなったかというのは、次の基本計画を立てる段階で必ず報告しないと、それに対して意見を言いようがないという立てつけかなというふうには理解したのですが。

○吉田委員

ええ。ただ、そのサイクルが非常に長い。
例えば3年とか4年ぐらいになりますよね。

○池田会長

そうか、これは別に毎年というわけではないですね。

○吉田委員

ええ。だから、実施状況を何か検証したり、報告したりする機会というのはやっぱり何らかの。

○事務局

実態上は、多分年に1回、定期的に審議会を開かせていただいた場で、状況、資料等の提示というようなことはさせていただくことになると思うんですけれども、あえて条例でそれを。

○吉田委員

条例でなくてもいいと思うんですけれども、規則のほうか何かで。検証がやっぱりないと、ほかでは何もこんなこと決めていませんか。

○小牧委員

確かに書いてないですね。

○吉田委員

書いていないですか。

○事務局

確認させてもらったところでは。すみません、ちょっと正確ではないので申しわけないんですけれども。

○池田会長

この次の改正に向けて、どうしてもそういうところを有力な材料としてストックしておくというのもあると思うんですよね。今までなかったもので、まずは。

○吉田委員

はい。入ったということは、一步前進だと思います。

○池田会長

それでは、とりあえずここはこれとして、その次の第8条ですね。

欠陥の意味内容で、「取引の内容及び条件が、実際と著しく異なる場合も含む。」と。これはこれでよろしいですね。

○吉田委員

はい。

○池田会長

それから、その次の「供給」というのが押し買いもあるので、「取引」に変えたと。それから、その次の「供給」も「取引」に変えたと。これはこれでよろしいですね。

○小牧委員

はい。

○池田会長

それから、第9条の、この「審議会」は先ほど基本計画で「審議会という。」となりました形式。それから2項で、「供給」もこれを「取引」するというふうに変えた。

10条の「供給」も、これも「取引」するに変えたと。

それから、自主行動基準につきましては、1項、2項が残って、3項のところの、「第一項に規定する目的に適合しないと認めるとき」を少し膨らませて、「届け出があった時点において基準の内容に関する事項が遵守されていないと認めるときを含む」ということで、その点について勧告するという形になったと、これはこれでよろしいですね。

○吉田委員

すみません、この括弧書きが、おっしゃっていた何か苦情が多いとか、内容がちょっと悪い業者を載せないときの。

○事務局

こちらの考えとしましては、自主行動基準の届け出を受理した場合、その情報を府民に公示する形で情報提供するということになっていきますので、お墨つきというようなことではないのですけれども、そういうふうに誤解される府民の方もおられると思いますので、府として提供する限りは、やっぱりちゃんとした形でやられている業者だというふうなことを消費者の方にお知らせするという趣旨がございますので、どこまでをするかというのは出来れば運用上で。

○吉田委員

そうですね。現実を書いてしまうと、なかなか。

○池田会長

悪質な事業者を締め出すというのももちろんあるけれども、悪質な事業者も良質な事業者を目指して頑張ってよという、そういう意味も多分あるんだろうと思います。悪質な人は絶対に良質には

ならんというのもあるでしょうが。これは要するに改善の勧告ですよね。これはこれでよろしいですね。

○吉田委員

はい。

○池田会長

それから、19条ですね。「その者に対し」というのがちょっと、法令に特別の定めがある場合を除きということで、ダブリを防ぐということですね。二重の指導と二重の勧告がないようにという、そういう趣旨かと思います。これはこれでよろしいですか。

○吉田委員

はい。

○池田会長

それから、審議会のあっせん等ということで、25条の第2項で、当事者の出席を求めるのが従前は調停だけだったのを、あっせん又は調停にしたと、これはこれでよろしいですね。

○吉田委員

ええ。

○池田会長

それから、3項で、あっせん又は調停の経過及び結果を公表ということですが、「知事は、第一項に規定するあっせん又は調停に付した苦情が解決した場合又は解決の見込みがないと認める場合において、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該あっせん又は調停の経過及び結果を公表することができる。」これはこれでよろしいですね。

○吉田委員

はい。

○池田会長

それから、28条の4号ですが、これは2項の規定による出席で、あっせんについては一応業者の自主的な、それを重視して、それに業者が応じない場合には今度は調停の手続きに切りかえる、より重い手続にと。そういう趣旨で調停への出席と書き足していただいたと。これでよろしいですね。

それから、第5章の消費者教育で消費者教育の推進と。

28条の2、「府は、消費者が自らの権利を自覚し、必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集することで自立し、安全で良好な消費生活が実現できるよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じた消費生活に関する教育（以下『消費者教育』という）」。「ただ、第5章で消費者教育が出てきちゃっているの、こういう書きぶりでもいいのかな。以下、「消費者教育の充実に努めるものとする。」。「知事は前項に規定する消費者教育の充実に図るために必要な事項を定めるものとする。」と。これ、条文の中に、以下、消費者教育というふうに言っていて、第5章で消費者教育というのは、このあたり、法務室のほうにちょっとチェックをかけていただいて。

○吉田委員

要するに、表題より前に消費者教育の言葉が出てきてしまう。

○池田会長

でも、これでわかるので。

○吉田委員

わかるのはわかりますけれども。

○池田会長

もしだめだったら、そのまま消費生活に関する教育というふうにすればいいかと思いますが。第5章の雑則に消費者教育が入りましたため、第6章と。

○吉田委員

前にも消費者教育という言葉が出ていますね。

○小牧委員

前文のところですね。

○池田会長

本当ですね。

では、さっきの消費者教育を取って、情報提供とかあっせんなんかも全部含めた自立支援だということもあるので、消費者の自立支援が不可欠だという形にしておくというのは一つの案ですが。

○吉田委員

支援するため。

○池田会長

そうすると、前に一生懸命書き切ったのが何だったのかと。

○小牧委員

でも、教育という言葉も入れたいと思いますが。

○池田会長

でしたら、ここは、消費者への教育にしておきますか。

○吉田委員

消費生活に関するとか、何か。

○池田会長

消費生活に関するのであれば、多分同じ感じで、消費生活に関する教育。そのいずれかということで、ちょっと事務局のほうでもご検討いただくということで。

それから、30条は情報の提供ということで、消費者教育が独立章立てになったので、30条が情報の提供に努めるものとするというふうになった。これはこれでよろしいですね。

あとは条例の施行の期日ということです。

○小牧委員

消費者教育の第28条の第2項のところですけども、これは何を具体的に想定しているのでしょうか。消費者教育の充実を図るために必要な事項を定める。

○池田会長

これは規則事項で対応した規定は何かありますか。

○事務局

規則のほうは特にありません。

○池田会長

何が必要かというのは、その時々になってみないとわからないと。

○事務局

7条に追加した基本計画の中に、法の施行を盛り込むというような規定にするのか、それとも全く別の計画として立てるといような形にするのかというところがご意見いろいろあると思っております、ここですというわけではないのですけれども、その辺のご意見をいただければなど。

○吉田委員

消費者教育の充実を図るために必要な事項を定める。

○池田会長

審議会のメンバーが、しっかり汗を流すということです。

○吉田委員

これもほかの自治体さんで何か出ていますか、教育に関して。

○事務局

具体的には教育に関しては規定として、第1のこのような規定をされているところはあるんですけども、それは別途。

○吉田委員

第2項みたいな、具体的な。

○事務局

具体的にはまだ入れられてないので。

○池田会長

法律も変わったところだし。

○吉田委員

定めるといっても、本当にこれをどう定めるのか、ちょっと。

○事務局

第7条の2項の中に規定する消費者基本計画の中に定めるといような文言にするということも考えられると思うのですけれども。

○池田会長

そこまで基本計画というふうに書き切ると、それ以外の余地、柔軟に対応できないと。

○吉田委員

そうですね。

○小牧委員

計画だけではなくて、地域協議会とかはどうでしょう。

○吉田委員

地域協議会みたいなものもありますしね。

○事務局

計画の中身を定めるという形にもした場合は、もとの計画自身を審議会で意見を聞くことになりますので。

○吉田委員

ええ、そうですね。

○事務局

地域協議会という別に枠組みをつくるのではなくて、審議会の中の部会というような形で検討いただくということも考えられるかなと。

○吉田委員

それはそれでいいと思います。それは別に基本計画に入れなくても、審議会の中に。

○池田会長

そういうことがこの立てつけ、書きぶりだとできるということです、柔軟に。

○吉田委員

ええ。

○池田会長

いいですかね、これは。将来的に規則までいかないまでも、何らかの形でそれを類型化、あるいは具体化できればということですよね。何を入れているかよくわからないということであれば、実際にはもう変えただけというような空振りの規定になってしまうのはもったいないので、このあたりは今後検討するということで、規定の書きぶりも一応これということでよろしいですか。

○吉田委員

はい。

○池田会長

それでは、規則のほうの改正について、事務局のほうから概要をご説明いただけますか。

○事務局

はい。規則のほうですけれども、資料の別表のほうの6ページ目です。それとあわせまして資料5は現行規則の内容になっております。今回、規則を改正するに当たっては、訪問購入の関係の部分になりますが、訪問購入の形態であっても該当する事項について、訪問購入に読み取れるような規定の改正を案として作成させていただいております。

まず、「別表5条関係」の「条例第16条第1号に該当する行為」ということで、「イ」のほうですけれども、ここを「商品及び役務等の使用、利用又は設置が」という文言を、「取引が」という文言で購入、使用を含まれるような形の改正をしたところでございます。

○池田会長

これはいわゆる訪問買取、押し買いも含める趣旨で、使用、利用又は設置では押し買いが入らないので、それを含んで取引がという書きぶりを変えたということですね。

○事務局

一通り説明させていただきます。

次ですけれども、同じく「ホ」ですが、ここは「販売」という言葉を「取引」という言葉に変えさせてもらっています。

「ヘ」のほうについても、「販売」を「取引」ということで。

次のページですけれども、「ヲ」、「ワ」についても「販売」という文言を全て「取引」という言葉に変更しております。

次のページですけれども、「16条第2号に該当する行為」ということで、まず「イ」は同じく、ここは購入という内容ですけれども、取引ということで両方。

「ロ」ですけれども、事業者が消費者から購入するに当たって、購入価格が著しく安いというようなことも想定ができるかなと。可能性としてはあるのではないかとということで、そういう文言を追加させていただいております。

「ハ」は「購入」を「取引」と。

「リ」ですけれども、クレジットカード、会員証云々ということで、これについても会員になっても、消費者が売るということも考えられる可能性としてはあるのではないかとということで、一応両方読める形で、提供という言葉を取引の際という言葉に変更させてもらっております。

規則については一応、これらの文言を修正しております。

○池田会長

事務局のほうで逐一その列挙された事項について、訪問買取の内容が含まれる、含まれないというチェックをいただいたので、含まれないと思われるものについては含むように表現を訂正いただいたという大まかな流れですが。

○事務局

修正せずにでも読める部分は修正しておりません。それについては資料5のほうで、訪問購入が該当するかどうかという丸がついていて、あともう一つが今回の規制の対象とするかどうかというものにつけさせてもらっています。資料の1枚目、一番下のところですが、借入れという項目になっていますので、この場合には基本的に発生しないので、訪問購入の対象にはならないかなと考えております。

それと、2ページ目の「16条第2項」の「ヌ」につきましても、これも消費者が売る場合には該当します。

それから、あわせて第4号については与信契約等の関係に関する規定ですので、これも売る場合

には、基本的には該当しないのではないかと考えております。

○池田会長

訪問買取をかなり意識したような書きぶりには比較的なっていたと。

○吉田委員

結局、今回で要は、法令上、訪問買取は商品に結構限定されていますけれども、これでいくと、訪問販売お断りシールを張っている家に関しては、要するに商品を特定しないということになるのですね、条例上は。

○事務局

そうですね。不招請勧誘自身を禁止するというところまでは。

○吉田委員

今回はちょっといかないということですね。訪問販売お断りシールを張っている家については、対象商品以外でも一応条例上は規制するという解釈でいいということですね。

○事務局

はい。条例は今まで基本的に除外規定というのを基本的には設けていませんので。

○吉田委員

ええ。

○事務局

訪問販売形態、そういったところは一切除外規定を設けていないということもありますし、法令でカバーできないところも一定の対応をすべきではないかと考えておまして、事業者側の意見等々もあるかとは思うのですけれども、その辺、パブリックコメントで結果が出てくるのではないかと考えております。

○吉田委員

この「イ」のところは、少しニュアンスが変わるんですね。商品及び役務等の使用、利用又は設置が義務付けられているような、これ、消火器を置かなければならないというようなことを、もとは。

○池田会長

もともとはそうですね。

要するに、押し買いを規制するために、例えば、新しい法律ができたから、早急に処分しなきゃだめですよというようなのはだめだということですね。

○吉田委員

そういうことになりますね。

○小牧委員

新しいところに売ってくださいというようなことですね。

○池田会長

持ってくるのも違法になりますよとかですね。

○吉田委員

要するに、例えばこういう家では、できてから3年以内の消火器を置かないといけないですよという説明は、これには直接引っかけられないですね。もとのイでしたら引っかけかかるとは思います。

○小牧委員

取引がというだけになってしまっ。

○吉田委員

ちょっとニュアンスが変わりますよね。

○池田会長

そうですね。その取引というところで含まれませんか。

○吉田委員

取引というのは相手との取引ですけれども、もとの「イ」は、相手との取引のことを言っているのではなくて、むしろその物を置かなだめですよというニュアンスじゃないんですか。

○小牧委員

利用と設置ですから。

○吉田委員

業者との直接の取引の問題じゃなくて、現行のイは。多分、そうじゃないですか。

○池田会長

一般的にね。

○小牧委員

消火器の場合を想定したような。感じですね。

○池田会長

ちなみに消火器の設置は一応罰則がありますか。
警報装置がよく話題になりますよね。

○小牧委員

集合住宅とか。

○吉田委員

集合住宅ではそうでしょうけれども、個人の普通の住宅では多分ならないんじゃないんですか。

○小牧委員

火災報知機はありますよね。

○池田会長

でも、火災報知機も結局集合住宅でも、罰則はなかったような。各自治体の条例で。こうなったら非常に細かい話ですが。

○吉田委員

だけど、もとの原文はそれをつけないといけませんというような、虚偽の説明をしたらいけないということですね。

○池田会長

そうですね。

○吉田委員

これは取引そのものが義務づけられているということになるんですね。だからニュアンスが変わってくるんです。

○池田会長

そうすると別に、従前のを外すわけじゃないので、使用、利用又は設置、その他の行為が法令等により。でないと、これだと押し買いが入らない。例えば、ワシントン条約等でまだ許されている時期に象牙の工芸品を持っていて、これは違法で持つこと自体が許されませんよと、今なら高く買ってあげるといっているので、1,000円札置いて持っていくとか。あるいは、もう別に書き切ってもいいのであればあれだけども。

○吉田委員

これだと、業者との取引が法令等により義務づけられている。要するに、うちと取引しないと法律違反になりますよという書きぶりになっていますよね。うちとの取引が法律上義務づけられていますみたいな。

○池田会長

なるほど。すると、どういうふうな表現がよりいいですかね。

○事務局

可能性というところで、処分とか、持っているはいけないというようなことですよ。

○池田会長

取引がというところが引かかるわけですね。法令等で義務づけられているかのように説明することにより。

○小牧委員

何か自らが官公署若しくは公共団体等の職員であるとか。

○吉田委員

これ、もとのままではだめですかね。

○事務局

いや、実際には起こってはいないので。

○池田会長

いいですよ、変えないといういのは。

○吉田委員

変えないで、この商品って、条例上、何かを含むと書いていませんでした。

○事務局

商品の中には含むと。

○吉田委員

前は含むになっているから。

○池田会長

だけど、その後の使用、利用又は設置が全然合わないですよ、買い取りの場合と。それでいいのか。

○吉田委員

いいのと違いますか。

むしろ、このままのほうが。

○池田会長

このままのほうがいいかな。

○吉田委員

いいという気はします。

○池田会長

なるほど。条例のほうで商品及び役務等で、商品のところに押し買いを入れて。

○小牧委員

含まれているわけですね。

○吉田委員

ええ、それに含まれているので。

○池田会長

例えば使用。象牙持っているとか、古い消火器を持っているとか。

○吉田委員

このままで商品の購入も含まれるので、もとのままで対応できると思いますけどね。販売と書かれているところは、取引に確かにせなあかんと思いますけれど。

○池田会長

なるほど。というご提案でよさそうな感じですけども、よろしいですか。

では、これは修正なしで。

○吉田委員

条例によって修正されている。

○池田会長

そうですね。

ありがとうございました。かなり大きな指摘をいただきました。

あとは。

○小牧委員

販売や取引。

○池田会長

販売や取引ですね。

その他、規則絡みで先生方のほうからご意見いただくところはないですか。

それでは、事務局が用意いただいた条例改正、それから規則改正、素案については、先ほど一部修正いただきましたような形で、次回に最終的にご確認いただいて仕上がるというようにしたいと思います。

事務局のほうであと何かございますか。

○事務局

資料2のほうを確認していただきたいんですけども、条例に関係している部分は今ご確認いただいたと思うんですが、先ほども吉田委員のほうからもありました訪問販売お断りステッカーの運用ということで、幾つか前回からお話があったように、購入についても同じ形でやることによって、条例、規則で規定されている拒絶の意思を示しているということで、実質的な不招請勧誘ですね、その規制になるというふうなことでよろしいですか。

○吉田委員

悪質なというのを取りはりますか。かねがね相談員さんからもご要望が多いんですけども。

○池田会長

ちなみにそれはどこが発行しているのですか。

○事務局

それは大阪府でもやっておりますし、市町村のほうでも、その分を大阪府で作成しております。

○吉田委員

これは大阪府でされているのですね。

○事務局

はい。市町村でもつくられているところがあります、同じような内容で。

○吉田委員

だから、これは訪問販売・訪問購入お断り、そういうことにされた。

○池田会長

それはそうだと思いますが。

○事務局

わかりやすい形にすべきかと思うのですけれども。悪質なという問題については、悪質でない事業者の方も多数おられますので。

○吉田委員

そうですね、相談員さんは、結局悪質なやつでも、うちは悪質ではないと言うから、結局、張っていても、そういう現場でのことだと思うんですけれど。

○池田会長

新聞の勧誘とか保険の勧誘とか、いろんなね。

○吉田委員

そうですね。だから、前、委員のほうからご提案があったような、通常取引は除外するというような何か、規則か何かでもいいからそこへ入れて、不招請勧誘そのものについての規制を入れたらどうかというご提案だったと思います。私もそれはそうかなと思ったりもしたのですけれども、不招請勧誘そのものは文章で見えてしまうと、なかなか抵抗が大きいというお考えはよくわかります。

○事務局

そうですね。

○池田会長

今後の検討部会では、実はまだまだやるべきことがたくさんあるという認識は持っていますので。

○事務局

その辺の意見なりは、パブリックコメントでも出てくるかとは。

○吉田委員

それもまた待ちたいです。審議会でもご意見をお聞きしたらいいと思います。

○池田会長

それはそうですね。

○吉田委員

そこは、皆さん、相談員さんの方、結構こだわりもお持ちなので。

○事務局

ステッカーの件については、条例ではちょっと。

○吉田委員

それはいいと思います。

○事務局

運用とか、その辺の話になるかと思います。

○吉田委員

現実に今、法律対象になった貴金属とかは、被害は出ていないですね。

○事務局

そうです。

○吉田委員

それ以外をどうするかということの対応が必要やと思うので、今回は少なくともこれである程度いけるというのが出てきたので、それは一歩前進だと思います。

○池田会長

おっしゃるように、後追いじゃない、積極的に前倒しでやっていくという姿勢のところは、おっしゃるとおりだと思います。

○事務局

すみません、2ページ目の一番最初に公表規定の関係ですけれども、苦情審査委員会の。先ほど条例のほうにあっせんと同じ条文の中に公表規定を追加という形でさせてもらったのですが、前回、氏名等の公表とかはどうするかという話が多少出ておったかと思います。それについては、全国的にも余り行われていないということがあるんですけども。

○吉田委員

そうなんですか。

○事務局

ただし、東京都のほうは。

○吉田委員

やっていますね。

○事務局

不調に終わった場合に。
事業者名を出しているような。

○吉田委員

制裁的な。

○事務局

はい。

○吉田委員

それは根拠を持っているのですか、東京都は。

○事務局

いや、条例上は何も規定はありません。

○池田会長

何か、直接ではないけれども、数年前にその問題があって、都の分も検討して、都は大阪府があるときに公表しようとしたときに、よって立つ条例が何もないというところとは違って、多少その橋頭堡というか、何か足がかりが東京都の場合にはあって、少し違うのですよ。違うのだけれども、何か。

○吉田委員

業者名を公表しているんですよ。しかも不調のときにやっているんですよ。

○事務局

成立したときは、されていない。

○吉田委員

だから、そこは何か根拠なしではできない話ですよ。

○池田会長

ただ、従前の府の苦情処理の中で、不調の場合にそういうふうの結果的にはしていないのだけれども、合意を目指す中で、事業者側にはそういうこともありますよというようなことを当該担当された調停員の中でおっしゃったようなケースがあったかもしれません。それによって事業者のほう譲るべきところを譲っていただいたケースがあったかもしれません。

○小牧委員

脅しているみたいな。

○池田会長

それは脅しというよりも、不誠実な対応を防ぐという最低限のところだろうと思うのですが。

○吉田委員

公表できたら、いいけれども、するためには、根拠が絶対要りますよね。

○池田会長

結局、当時は大阪府の法務担当部局と、それからさまざまな方のご意見をいただいて取りやめて、実際にそういう悪質事業者の氏名公表、名称公表については、相当やっぱりデュープロセス対応をしなければいけないというところがありました。

○吉田委員

それはそうだと思います。

○池田会長

それはやっぱり条例に根拠規定がないとできないですよ。

○吉田委員

そうですね。

○池田会長

今回、それに合わせて対応するには、いずれにしても時間がないので、今後の本格的な条例改正を含めて、そのあたりは審議会での意見がどの程度盛り上がるかにもよりますが、その蓄積を踏まえて、対応は多分決まってくると思います。

○吉田委員

業者名そのものはね、なかなか。

○池田会長

これが成立した場合に、事業者名の名前を出すということもしないですね。

○吉田委員

しないです。

○池田会長

今のところ特に。

○吉田委員

要するに、概要だけですよね。

○池田会長

だから、裁判は公開ですから、名称が出てても全く問題ないのだけれども、ADRは裁判と違うので、そこにそれなりのうまみを、要するに消費者側も事業者側も感じて、合意、成立を目指すということなので、基本は出さないけれども、よっぽど目に余るひどい対応をした事業者に対しては、やはり厳しい対応をするという選択肢もあっていいという意見は前からありますので、これについてはまたしっかり議論した上で結論を出していきたいなというふうに思います。今回はまだまだ議論が煮詰まっていない。

○事務局

2枚目の一番最後の部分で、実際のところは裁判費用の支援というのは難しいかと。

○吉田委員

現状、規定があってもされていませんしね。

○事務局

そうです。

○池田会長

多分、事務局のほうは議会对応のこともあって、いろいろとお考えになっているところがあるだろうと思いますが、論理的には別に消極的な、受動的な立場であっても、積極的、能動的な立場であっても全く変わらない。ただ、一方で法テラスの支援制度が既にあると。そちらのほうの活用もできるというのが。今回、大阪府で既に能動的な形でやる場合には対応できる。一応形は、器はで

きている。

○吉田委員

ええ。そうですね。

○池田会長

ところが、今回それが、受動的な立場についても盛り込むべきだという形で提案した場合に、議会が果たして今までの能動的なものは残した上で、受動的なものもさらにつけ加えてくれるところに説得力があるかどうかというあたりのところだろうと思いますが。

○吉田委員

現状、クレジットの取引関係で起こされる訴訟が結構多いんですね。

○池田会長

ありますね。それから、支払い督促が非常に。ある意味で業者の乱用的なケース、目に余るケースがあります。

○吉田委員

そういう意味では、ちょっと状況も変わってきているので、起こされるパターンが結構出てきたということが、条例をそういう形で見直すというのは一つの考えではあると思うのですが、現状のものでもほとんど利用されていないので、まずそこから、きちんとということだと思いますし、前も申しましたけれども、あっせんなんかはもう少しやっぱり件数を取り上げてやっていくことが先決だと思います。

○池田会長

貴重なご意見、ありがとうございます。

そのほかの件で事務局のほうから何かありますか。

○事務局

先ほどのページのC項目ですけれども、条例名称の関係ですけれども、個人の価値観という問題がありまして、今回はなかなか難しいという部分もお聞きしているのですけれども、全国的に見て、保護という文言が入っているのは都道府県であれば大阪府だけなんですけれども、政令市を含めても。

○池田会長

国レベルの法律で、保護がなくなりました。

○事務局

基本法の名称が上がったときに。

一応現状はそういう形です。

○吉田委員

ご提案いただいた先生もその辺のことを、積極的な意味で保護を見直したらどうかとおっしゃっていた。弁護士会の委員会名もそうなんです。全国的に消費者問題対策委員会という流れになっているのですが、大阪とか近畿管内は保護を一貫して残しているんです。

○池田会長

それは何か理由があつて。

○吉田委員

いやいや、同じだと思います。

ええ。頑張っている人が両方で頑張っているみたいな話です。

○池田会長

それは確かに消費者被害があつて、それに対して保護を入れて。

○吉田委員

要するに、自立は確かに大事だけれども、まだまだやっぱりという認識です。

○小牧委員

まだまだ事業者との格差がということも考えられると思います。

○吉田委員

ええ。だから、行政としてやっぱり保護の視点を忘れてはいけないという、そういうことだと思いますね。

○池田会長

ということで、部会としては保護のところはそのまま残すという判断と。

○事務局

Cのほうですけれども、回復制度の件です。先ほどもお話しさせてもらいましたように、法案提出されたという状況になっております。前回のときは法律自身がどうなるかというご議論もありましたので、この点について実際に今国会で可決、成立した場合でも施行が3年後の施行という、時間的にはまだあると思うのですけれども、これについてはまた今後という形でよろしいですか。

○池田会長

このあたりは法律ができれば、またそれに合わせての対応が条例として必要であれば、というふうに思います。

○事務局

今回、最終的に答申いただくまでには。

○池田会長

そうですね、まだ動きが。件数の多いところですので、このあたりはその動きを注視するということにとどめたいと思います。

先生方のほうから何かありますか、よろしいですか。

では、事務局のほうで次回の一つのイメージとして、9年前の条例改正検討部会のほうで提出し、パブコメにかけた中間報告のようなたたき台をちょっとつくっていただく必要があろうかと思いますが、その原案に基づいて部会として審議をするということが中心になろうかと思います。

きょうの段階で、事務局のほうでさらに追加でご指摘いただくところはありますでしょうか。

○事務局

日にちが30日ということでお時間をとっていただきましたので、内容についてはそれまでに事務局で整理させていただいて、30日に最終ご確認いただくという形にできればと思います。

○池田会長

そうですね。お願いします。

先生方、せっかくの機会ですので、何かありましたら。

○小牧委員

これ、文章の形にするわけですよ、最終的には。

○池田会長

時間に限りがありますので、どの程度。9年前は相当な準備を経てされましたので、ここまで厚みを持ってというのはなかなか難しいし、とりあえず急場をしのぐところはきっちり対応しなきゃいけないので、そのあたりがあるという気はしますが。

○事務局

会長からもお話しがあったかと思うのですが、今回、中間報告は、提案という形をさせていただくのかなと思っておりまして、中間報告を審議会の総会で発表させていただいて、そこで直せるところは直した上で。

○池田会長

パブコメをやった段階で、今度、審議会の総会のほうを開いて、皆さんの意見をいただくという感じですね。

○吉田委員

中間報告での意見を聞いた上でパブコメでしょう。

○事務局

中間報告を総会で報告させていただいた後、
修正が必要ということであれば修正した上で。

○吉田委員

修正した上でパブコメと。

○池田会長

そうなる、検討部会の名前で中間報告というよりも、審議会の名前で。

○吉田委員

むしろ審議会名で中間報告するんじゃないですか。

○池田会長

というか、9年前は条例改正検討部会の中間報告で。

○事務局

審議会のほうで答申案みたいな形をいただいて。

○吉田委員

パブコメ経た後の答申案を審議会名で。

○事務局

そうですね。最終的には。

○吉田委員

中間報告は検討部会名でパブコメという形。

○事務局

部会で検討していただく。

○吉田委員

審議会へ報告して、ご意見を聞いて、必要であれば検討部会名で修正をかけて、パブコメという、そういう段取りですね。

○池田会長

そうですね。審議会のメンバーに一応次回の検討部会で取りまとめができたところを情報提供していただいて、もしその段階で意見があって、これは絶対におかしいと言われると、ちょっと直しようがないけれども、それは親の審議会の総会をやりますので、そのところで皆さんの意見を、そういうことであれば。

○事務局

部会の中間報告というのは、パブリックコメントをかけると同時に、ほかの委員の先生方の意見もあわせた形で最終的な形に。

時間的にもそういう形になるのかなと思っているんですけども。

○小牧委員

時間が限られていますので。

○吉田委員

2回やるんでしょう。中間報告の審議会と、それからパブリックコメントを終えた後の審議会と、8月末までに2回やるんですね。

○事務局

そうです。

○池田会長

そうになると、早目に日程調整しないと。

○事務局

この審議会は3回やる予定にしていたのですが。

○小牧委員

答申をですか。

○事務局

はい、答申を。

○池田会長

では、次回の検討部会までに、ちょっと事務局的な流れをもう一回、ざくっと説明いただいています。もう少し具体的な形に。

○吉田委員

現時点で3回の予定なんですか。

中間報告と答申ではないのですか。中間報告の後、総会を2回やるということですね。

○事務局

イメージとしては、次回の総会で部会の報告を。

丁寧にやるという意味で。

○吉田委員

総会でいろいろ意見をまた言っていただいて、さらにまとめて最後の答申ということですね。

○事務局

8月のぎりぎりぐらいに答申という意味で考えていました。

○吉田委員

最後の答申ですね。8月の前半で、要は総会をもう一回やるというイメージなんですね。

○事務局

はい。

○吉田委員

それはそうあるべきなんでしょうね。

○事務局

パブリックコメントは1ヶ月必要になってきますので、6月のできるだけ早い段階なんですけれども、部会報告を。

総会でいただく中で、7月中ぐらいをパブリックコメントの期間として。

○吉田委員

7月をパブコメ期間として。で、8月の初めに総会をやって、末にまた総会をやるということですね。

○池田会長

では、きょうのところはそれでよろしいですか。

○吉田委員

はい。

○小牧委員

はい。

○池田会長

事務局、よろしいですね。

○事務局

はい。

○池田会長

それでは、きょうはお疲れさまでした。

○事務局

熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。

次回、中間報告案、それがパブコメになると思います。私ども事務局のほうもしっかりとやってまいりますので、よろしく願いいたします。

○池田会長

ご負担おかけしますが、よろしくどうぞ。

○事務局

ありがとうございました。

1つだけすみません、先生方。4回目の部会ですけれども、5月30日、2時からということで、ここエル・おおさか本館の701号室でよろしく願いいたします。